

令和3年度 外国人労働者受入環境整備事業補助金

募集要領

〔提出先およびお問い合わせ先〕

福井県産業労働部労働政策課産業人材グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1（福井県庁4階）

TEL : 0776-20-0388 FAX : 0776-20-0648 Email : rousei@pref.fukui.lg.jp

令和3年6月
福井県産業労働部労働政策課

1 補助金の目的

外国人労働者に、就業地として福井県を選択してもらうとともに、福井での就業および暮らしに対する満足度を高め、長期にわたって活躍できる環境を整備することにより、企業の人手不足の解消を図ります。

2 補助対象者

以下のすべてを満たす者を、本事業の対象者とします。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者としません。

- (1) 福井県内に事業所を置く事業者であること。
- (2) 福井県内事業所において外国人労働者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること、または年度内に新たに雇用する具体的な計画があること。なお、ここでいう外国人労働者とは、以下に掲げる在留資格のいずれかを持つ者とする。
 - ①特定技能
 - ②技能実習
 - ③技術・人文知識・国際業務
- (3) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (6) 県税の全税目に滞納がないこと。

3 補助対象事業

県内事業所における外国人労働者の就業・生活環境の改善や、外国人労働者と地域との交流を促進するために行う取組等で、次に掲げるものとします。

(1) 就業環境整備

外国人労働者の就業環境を改善するための取組

(2) 生活環境整備

外国人労働者の生活の本拠の環境を改善するための取組

(3) 地域交流イベントの開催等

外国人労働者と地域との交流を促進するイベントまたは外国人労働者が伝統的な日本文化を体験するための取組等

※令和3年4月1日以降に実施する事業で、令和4年3月31日までに代金の支払いも含めて完了するものを対象とします。

4 補助対象経費および補助率等

補助対象経費および補助率等は、別表に記載のとおりとします。また、補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとします。

〈別 表〉

経費	内容	補助率	補助限度額	補助期間
謝金	講師への謝礼金等	1 / 3	300千円/ 事業者 (※2)	令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで
旅費	講師の交通費等			
使用料、賃借料	会場、機材、車両等の借上げ料、宿泊費（新型コロナウイルス感染症の影響による入国後隔離措置（14日間）に係るものに限る）等			
委託料	地域交流イベント会場設営、チラシ・ホームページ等の作成等			
傷害保険料	地域交流イベント参加者の傷害保険料等			
需用費	消耗品費、材料費、教材購入費、資料印刷代等			
備品購入費	外国人労働者の就業・生活環境の改善に資する備品の購入費等			
その他経費	知事が特に必要と認める経費			

※1 対象外経費は以下のとおりとします。

(1) 補助事業に要したことが明確に区分できない経費

例 社用車のガソリン代、電話代 等

(2) 汎用性があり、目的外使用になり得る備品の購入費

例 パソコン、プリンター、タブレット端末 等

(3) 申請者または同一企業の社員への謝礼の支払い

※2 1事業者当たり年限度額

5 提出書類および提出方法

(1) 提出書類

以下の①～⑧について、正本1部を提出してください。

なお、必要に応じ、補足説明資料を提出いただくことも可能です。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 申請者概要（様式第1号の別紙1）（申請者の概要がわかるパンフレット等を添付）
- ③ 事業実施計画書（様式第1号の別紙2）
- ④ 収支予算書（様式第1号の別紙3）
- ⑤ 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第1号の別紙4）
- ⑥ 地方消費税の納税証明書（税務署で交付を受けてください）
- ⑦ 誓約書（様式第1号の別紙5）
- ⑧ 事前着手届（様式第7号）※交付決定前に着手している、または着手する場合

(2) 提出方法

持参または郵送により提出してください。

(3) 提出期間

令和3年 6月15日(火) 9時から

令和4年 2月28日(月) 17時まで(必着)

(4) 提出先およびお問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課産業人材グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁4階

TEL : 0776-20-0388 Email : rousei@pref.fukui.lg.jp

※補助金の申請を検討されている事業者におかれましては、必ず事前にご相談ください。

6 交付申請書提出後の手続き

(1) 交付決定通知書の送付

提出された補助金交付申請書を審査し、補助金の交付決定を行います。

(2) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または令和4年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出する必要があります。

(3) 補助金の支払

本事業の補助金については、原則として年度終了後および事業期間終了後の精算払とします。実績報告書を受領後、確定検査の上、補助金額を確定し、支払います。

7 その他

- ・ 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- ・ 事業終了後、状況について説明を求める場合は、内容を報告してください。
- ・ 事業の成果について、公表する場合があります。
- ・ 補助事業の終了後、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。